

官報

号外

昭和四十一年六月一日

○第五十二回 参議院會議錄第三十号

昭和四十一年六月一日(水曜日)

午前十時二十四分開議

○議事日程 第三十三号

昭和四十一年六月一日

午前十時開議

- 第一 永年在職議員表彰の件
- 第二 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

昭和四十一年六月一日 参議院會議錄第三十号

議長の報告

一、請暇の件

一、日程第一 永年在職議員表彰の件

一、日程第二 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

一、日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、日程第六 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第七 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗誦を省略いたします。

去る五月二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

北村 暢君

農林水産委員

同

通信委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

農林水産委員

同

通信委員

建設委員

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

農林水産委員会

理事 園田 清充君(和田鶴一君の補欠)

産業公害対策特別委員会

理事 植木 光教君(柳田桃太郎君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

防衛施設周辺の整備等に關する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農地管理事業団法案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案

農工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

土地収用法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

行政相談委員法案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

失業保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特殊土壌より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

失業保険法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号 議長の報告

特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

公認会計士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

失業保険法の一部を改正する法律

同日本院は、裁判官訴訟追委員岸田幸雄君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

源田 実君

同日本院は、檢察官適格審査会委員予備委員本院議員大森創造君の同審査会委員予備委員辞任による補欠として左記の者を選出した旨内閣に通知した。

記

(横川正市君の予備委員) 参議院議員 松澤 兼人君

同日本院は、台風常襲地帯対策審議会委員本院議員鶴岡哲夫君が去る五月十一日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 森中 守義君

同日本院は、北陸地方開発審議会委員本院議員野上元君が去る五月十一日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 山崎 昇君

同日本院は、土地調整委員会委員長に黒河内透君を、同委員に安平鹿一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に井出正孝君、家坂孝平君、黒田静夫君、林真治君、向瀬實三郎君、鈴木常松君、大野宇与茂君、吉村直之君及び落合勝郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に鈴木清秀君、根津嘉一郎君、永野重雄君、芦原義重君、西村健次郎君、柳満珠雄君、麻生平八郎君及び加藤閑男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に古賀逸策君及び藤井崇治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に萩原吉太郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五月二十三日付をもって大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎君は同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄君
去る五月二十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

離島振興法の一部を改正する法律案(中村重光君外十四名提出)

同日内閣から左の議案を撤回する旨の申出があつた。

審議会等の整理に関する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君(去る五月二十七日議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 川村 清一君
農林水産委員 北村 暢君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 北村 暢君
農林水産委員 川村 清一君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 北村 暢君(北村暢君の補欠)
文教委員会 理事 鈴木 力君(千葉千代世君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託
児童扶養手当法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 文教委員会に付託

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

港灣運送事業法の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

審議会等の整理に関する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。
公職選挙法の一部を改正する法律案可決報告書
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件議決

報告書

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案修正議決報告書

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長北原秀雄君及び外務省経済局長加藤匡夫君の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

鹿島守之助君から病氣のため会期中、山崎昇君から海外旅行のため来たる十三日から会期中、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、永年在職議員表彰の件。

国会議員として在職期間二十五年に達せられた議員松本治一郎君に対し、院議をもってその功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました同君に対する表彰文を朗読いたします。

議員松本治一郎君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避

のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十一年四月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定

日本国及びドイツ連邦共和国は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、二重課税を回避するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この協定の対象である租税は、次のものとす

る。

- (a) 所得税
- (b) 法人税
- (c) 営業税

(以下「ドイツの租税」という。)

日本国においては、

- (a) 所得税
- (b) 法人税
- (c) 住民税
- (d) 事業税

(以下「日本の租税」という。)

(2) この協定は、(1)に掲げる租税と実質的に類似の性質を有し、かつ、この協定の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられる他の租税についても、また、適用する。

(3) この協定の規定のうち所得又は利得に対する租税に関する規定は、所得及び利得以外のものを基礎として算定されるドイツの営業税並びに日本国の住民税及び日本国の事業税についても、同様に、適用する。

第三条

(1) この協定において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「連邦共和国」とは、ドイツ連邦共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ドイツ連邦共和国基本法が施行されている領域をいう。

議長の報告 會議 請暇の件 永年在職議員表彰の件 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。	その締約国の法令上有する意義を有するものとする。	(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連邦共和国をいう。	(1) この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、その締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準によりその締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。	(e) 企業の調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はドイツの租税をいう。	(2) (1)の規定により双方の締約国の居住者となる者については、権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であることみなされる締約国を決定する。	(4) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合においては、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
(e) 「者」とは、法人及び法人以外の社団を含む。	(1) この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。	(5) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。	(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。	(6) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。
(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。	(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。	(7) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
(h) 「国民」とは、	(4) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(8) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
1 連邦共和国については、ドイツ連邦共和国基本法第百六条第一項にいうすべてのドイツ人並びに連邦共和国において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。	(5) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(9) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
2 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。	(6) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(10) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
(i) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、連邦共和国については、連邦大蔵大臣をいう。	(7) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(11) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
(2) 一方の締約国においてこの協定が適用される場合には、この協定において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定が適用される租税に關する	(8) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。	(12) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

得る企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようならなければならない。

(5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(7) この条の規定の適用上、連邦共和国において施行されている法令によりその地位を与えられた合名組合又は合資組合で連邦共和国に本店又は主たる事務所を有するものは、連邦共和国の居住者である法人格を有する団体として取り扱うものとする。

(8) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。

(2) (1)の規定は、航空機を国際運輸に運用する企業が、いかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様により適用する。

(3) 連邦共和国の居住者が営む企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶及び航空機については、日本国において固定資産税を免除し、日本国の居住者が営む企業が所有し、かつ、国際

運輸に運用する船舶及び航空機については、連邦共和国において財産税を免除する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができ。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

(2) (1)の配当に対しては、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、この租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、

(a) 連邦共和国の居住者である法人が日本国の居住者である法人に支払う配当に対するドイツの租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当の支払の日に先だつ十二箇月の期間におけるいずれかの時期において、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合においては、当該配当の金額の十五パーセントをこえることができるが二十五パーセントをこえないものとする。

(b) 日本国の居住者である法人が連邦共和国の

居住者である法人に支払う配当に対する日本国の租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当の支払の日に先だつ十二箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合においては、当該配当の金額の十パーセントをこえないものとする。

(4) (2)及び(3)の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

(5) この条において「配当」とは、株式、鉱業株式その他利得の分配を受ける権利（債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱いされるものをいい、連邦共和国の場合には、匿名組合員が匿名組合員として取得する所得を含む。

(6) (1)、(2)及び(3)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を事実的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

(7) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十一条

(1) 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約

国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子で他方の締約国の市場において発行された債券につき当該他方の締約国の居住者に支払われるものについては、当該一方の締約国（連邦共和国については州を含む。）の政府により当該債券が発行され又は当該債券の元本若しくは利子の支払が保証されるときは、当該一方の締約国の租税を免除する。

(4) (2)の規定にかかわらず、

(a) 連邦共和国内で生じ日本銀行又は日本輸出銀行に支払われる利子については、ドイツの租税を免除する。

(b) 日本国内で生じドイツ連邦銀行又は復興金融公庫に支払われる利子については、日本国の租税を免除する。

(5) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取扱いされるものをいう。

(6) (1)から(4)までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を事実的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

(7) 利子は、その支払者が一方の締約国（連邦共和国については州を含む。）又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(8) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基礎となつた債権を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

(5) 使用料は、その支払者が一方の締約国（連邦

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結

共和国については州を含む。）又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基礎となつた使用、権利又は情報等を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

(1) 第六条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（この条においては、(1)の不動産以外の財産をいう。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができ固定施設に係る財産の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、他方の締約国の租税を免除する。その者がそのような固定施設を有する場合においては、当該所得に対しては、当該固定施設に附せられる部分については、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」とは、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

租税を免除する。

(3) 一方の締約国の居住者が(1)及び(2)の財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十五条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、他方の締約国の租税を免除する。その者がそのような固定施設を有する場合においては、当該所得に対しては、当該固定施設に附せられる部分については、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 「自由職業」とは、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十六条

(1) 第十六条、第十八条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬については、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該他方の締約国の租税を免除する。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬については、次のことを条件として、当該他方の締約国の租税を免除する。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定施設により負担されないこと。

有する恒久的施設又は固定施設により負担されないこと。

(1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家等の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

(2) この協定のいかなる規定にかかわらず、(1)の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利益に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬については、他方の締約国の租税を免除する。

第十九条

(1) 過去又は現在の勤務に關し、個人に対して、連邦共和国若しくはその州若しくは地方公共団体は支払ひ、又は連邦共和国若しくはその州若しくは地方公共団体が設立した基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に対しては、連邦共和国において租税を課することができる。そ

のような報酬については、その受領者がドイツの国民であるときは、日本国の租税を免除する。

(2) 過去又は現在の勤務に関し、個人に対して、日本国若しくはその地方公共団体が支払い、又は日本国若しくはその地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む)に対しては、日本国において租税を課することができない。そのような報酬については、その受領者が日本国の国民であるときは、ドイツの租税を免除する。

(3) 一方の締約国又はその州若しくは地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に関連する勤務について支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

(4) (1)の規定は、ドイツ連邦鉄道及びドイツ連邦郵便が支払う報酬又は退職年金についても、同様に、適用する。

(5) (2)の規定は、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び日本専売公社が支払う報酬又は退職年金についても、同様に、適用する。

(6) 敵対行為又は政治的迫害の結果受けた傷害又は損害に対する補償として連邦共和国又はその州若しくは地方公共団体が個人に支払う退職年金その他の年金その他の継続的又は一時的な給付については、日本国の租税を免除する。

(7) 引揚者給付金の支給、未帰還者留守家族の援助又は戦傷病者及び戦没者遺族の援助に関する法令に基づいて日本国が個人に支払う継続的又は一時的な給付については、ドイツの租税を免除する。

(8) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

(1) 大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前

に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育に關して取得する報酬につき、当該一方の締約国の租税を免除される。

(2) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十一条

(1) もつぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

(2) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものについては、他方の締約国の租税を免除する。

第二十三条

(1) 連邦共和国の居住者については、同国における租税は、次のように決定される。

(a) (b)の規定の適用がある場合を除くほか、日本国内の源泉から生ずるいづれかの種類の所得でこの協定に従つて日本国において課税することができないもの(第十六条の報酬にあつては、日本国において課税される場合に限る)は、ドイツの租税の課税標準から除外する。もつとも、連邦共和国は、税率の決定に当たつて、このように除外された所得を考慮に入れる権利を保留する。第一文の規定は、配当から生ずる所得については、日本国の居住者である株式会社でその議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを連邦共和国の居住者である資本金会社が所有しているものから当該資本金会社に支払われる配当についてのみ適用する。日本国内の源泉から生ずる所得が前記の規定に従つてドイツの租税の課税

標準から除外されることとなる場合には、当該所得の基因となつた財産で日本国内にあるものは、財産税の課税標準から除外する。

(b) 次に掲げる種類の所得について日本国の法令に基づき、かつ、この協定に従つて納付される租税は、外国の租税の控除に關するドイツの租税に關する法令の規定に従い、当該所得につき納付される所得に対するドイツの租税から控除する。

1 第十條(5)にいう配当で、(a)の規定の適用を受けないもの

2 第十一條(5)にいう利子

3 第十二條(3)にいう使用料

4 第十七條(2)の規定の適用を受ける所得

5 第十九條(2)の規定の適用を受ける報酬(退職年金を含む)で、日本国の国民でない個人が受領するもの

(2) この協定の規定に従つて、直接に又は源泉徴収により納付されるドイツの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の租税から控除される。

第二十四条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておる又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

らない。

(3) 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(4) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(5) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

(1) 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国において執られる措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ、

(2) その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとす

(3) 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ、

(4) 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定を実施するため、直接相互に通信することができ、

第二十六条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この協定を実

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結

八七二

施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。この協定が適用される租税の賦課及び徴収に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

(2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この協定の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この協定は、ドイツ連邦共和国政府がこの協定の効力発生の日から三箇月以内に日本国政府に対して反対の宣言を行わない限り、ベルリン地区についても、また、適用する。

第二十九条

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

連邦共和国においては、

この協定が効力を生ずる日の属する賦課期間及びその後の各賦課期間について課されるドイツの租税

日本国においては、

この協定が効力を生ずる年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得並びにこの協定が効力を生ずる年度及びその後の各年度について課される固定資産税

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間を経過した後を開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

連邦共和国においては、

終了の通告が行なわれた日の属する賦課期間後の各賦課期間について課されるドイツの租税

日本国においては、

終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に終了する各課税年度において生ずる所得及び終了の通告が行なわれた年度後の各年度について課される固定資産税

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

した。

千九百六十六年四月二十二日にボンで、日本語、ドイツ語及び英語により、それぞれ二通ずつ、本書六通を作成した。日本語及びドイツ語の本文は、同等の効力を有し、両国語の本文の解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国のために

内田藤雄

ドイツ連邦共和国のために

カルステンス

ファルク

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 ただいま議題となりました協定は、わが国とドイツ連邦共和国との間で、所得税、法人税等について生ずる二重課税を回避するための措置を取りきめたものであります。

その内容は、わが国が従来ヨーロッパ諸国と締結いたしましたこの種の租税条約と、ほぼ同様であります。海外支店等を有する場合の相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、配当、利子、使用料に対する源泉地の軽減税率、短期滞在の教授、学生等の報酬、手当に対する滞在地域の課税免除等を定めるとともに、二重課税を回避する方法として、それぞれの国内税法に基づき外国税額を控除する等の措置を定めたものであります。

この協定の締結により、わが国とドイツとの間の経済、技術及び文化の交流は、一そう促進されることが期待されているものであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に、この協定の締結による実益、税収に及ぼす影響等につき、熱心な質疑が行なわれ、政府から、駐在員事務所には課税されない等、事業所得に対する課税基準が明確になる点は大きな実益であるとの答弁がありました。その他詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

昨三十一日質疑を終え、討論、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程第三を、あとに回したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十一年五月二十六日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福岡税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

新設する税務署

所轄国税局名	都道府県	税務署名	位置	管轄区域
東京	東京	雪谷	大田区	大田区のうち南千束町、北千束町、東雪谷一丁目から東雪谷五丁目まで、仲池上一丁目、仲池上二丁目、雪ヶ谷町、池上洗足町、石川町、上池上町、道々橋町、久ヶ原町、田園調布一丁目から田園調布七丁目まで、調布嶺町一丁目、調布嶺町二丁目、調布千鳥町、調布鶴ノ木町、調布大塚町
福岡	福岡	西福岡	福岡市	福岡市のうち今川一丁目、今川二丁目、黒門、大濠公園、大濠二丁目、大濠三丁目、地行西町、地行東町、西唐人町、東唐人町、東唐人町堀端、櫛木屋町、大円寺町、浪人町、新大工町、伊崎、西公園、荒戸一丁目から荒戸三丁目まで、西新町、二百石町、今川通新町、城西町、西ヶ崎町、中田町、下田町、城西橋通、上今川橋通、西新町一丁目、西新町二丁目、曙町一丁目から曙町三丁目まで、弥生町一丁目から弥生町三丁目まで、龜原一番丁から龜原四番丁まで、弓田町、神楽町、上野町、昭代町二丁目から昭代町四丁目まで、紅葉町

一丁目から紅葉町三丁目まで、藤崎町一丁目、藤崎町二丁目、飛石町一丁目から飛石町三丁目まで、金門町一丁目、金門町二丁目、庄浜町一丁目、庄浜町二丁目、室見町一丁目から室見町四丁目まで、福陵町一丁目から福陵町三丁目まで、大字有田、大字原、大字荒江、大字飯倉、大字七隈、大字小田部、大字庄、六本松、六本松一丁目、六本松二丁目、草ヶ江町、草香江一丁目、草香江二丁目、草ヶ江本町一丁目から草ヶ江本町四丁目まで、上ノ町、大坪町一丁目、大坪町二丁目、大字谷、大字鳥飼、鳥飼一丁目から鳥飼三丁目まで、大字田島、東田島一丁目から東田島四丁目まで、浪人谷、馬屋谷、茶園谷、馬場頭、大字片江、大字堤、大字東油山、大字上長尾、大字下長尾、大字檜原六百番の六から六百番の四十六まで、六百三番の五・六百三番の十から六百三番の十九まで、六百一十一番の四から六百一十一番の十四まで、六百四十番の二から六百四十番の四十五まで、竜王町、別府北町一丁目、別府北町二丁目、別府町一丁目、別府町二丁目、別府新町一丁目から別府新町三丁目まで、弓馬場町一丁目から弓馬場町三丁目まで、西田町一丁目から西田町三丁目まで、堀屋町一丁目、堀屋町二丁目、上中浜町一丁目から上中浜町三丁目まで、下中浜町一丁目、下中浜町二丁目、小笹一丁目から小笹三丁目まで、赤坂山、大字西油山、大字梅林、大字野芥、大字西脇、大字千隈、大字免、大字次郎丸、大字田、大字羽根戸、大字飯盛、大字吉武、大字金武、大字四箇、姪浜町、大字下山門、大字拾六町、大字野方、大字戸切、大字福重、大字石丸、大字橋本、能古、今宿町、横浜、今宿青木、今宿上ノ原、今津、大字周船寺、大字徳永、大字友原、大字飯氏、大字千里、大字宇田川原、大字田尻、大字太郎丸、大字元岡、大字桑原、大字西浦、大字宮浦、大字小田、大字草場、大字玄海島、大字小呂島、糸島郡、早良郡

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件」は、最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかるため、東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福岡税務署を設置することについて、国会の承認を求められたものであります。

委員会の審議におきましては、税務署新設に伴う予算措置、税務署統合廃止の当該地域への影響等について質疑がありましたが、詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。

本件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に關する特別委員長長川野三曉君。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件 公職選挙法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十一年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条	(選挙人名簿の種類)	第十九条	(永久選挙人名簿)
第二十条	(基本選挙人名簿の調製)	第二十条	(選挙人名簿)
第二十一条	(船舶の基本選挙人名簿の調製)	第二十一条	(選挙人名簿)
第二十二条	(基本選挙人名簿の縦覧)	第二十二条	(選挙人名簿)
第二十三条	(異議の申出)	第二十三条	(選挙人名簿)
第二十四条	(訴訟)	第二十四条	(選挙人名簿)
第二十五条	(基本選挙人名簿の確定)	第二十五条	(選挙人名簿)
第二十六条	(補充選挙人名簿の調製)	第二十六条	(選挙人名簿)
第二十七条	(補充選挙人名簿の縦覧)	第二十七条	(選挙人名簿)
第二十八条	(補充選挙人名簿の効力)	第二十八条	(選挙人名簿)
第二十九条	(補充選挙人名簿に対する異議の申出、訴訟等)	第二十九条	(選挙人名簿)

名簿の
の様式等)
出) きの決定)

に、[第百二十二条(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)を「第百二十二条(投票訂正等)及び抹消等の延期) 閱覧等) 選挙人名簿の調製) 及び開票の順序)に、「第二百七十条(海外引揚者及び入院加療中の者住所要件との関係)」を「第二百七十条(入院加療中の者住所要件との関係)」に改める。

第九條第二項中「三箇月以來」を「引き続き三箇月以上」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二項又は」及び「前項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を取得

することとなる者を除き」を削り、「第二項に」を「同項に」に改め、同項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とする。

第十九條から第二十二條までを次のように改める。

(永久選挙人名簿)

第十九條 選挙人名簿は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、永久に据えおくものとす。かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月三十日及び九月三十日に、選挙人名簿の登録を行なうものとする。

3 選挙を行なう場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本を用いることができる。

(選挙人名簿の様式等)

第二十条 選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(登録の申出)

第二十一条 選挙人名簿に登録されていない日本国民で、当該市町村の区域内に住所を有し、年齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で当該市町村の区域内に住所を有するに至つた者は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の登録の申出をすることが出来る。この場合において、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移したことに由り登録の申出をしようとする者は、選挙人名簿の登録の異動に關する文書で政令で定めるものを提出しなければならない。

(登録すべき者の決定)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、前条の

登録の申出をした者がその年の三月一日又は九月一日までに選挙権を有し、かつ、引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者である場合には、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、それぞれこれらの者を当該市町村の選挙人名簿に登録すべき者として決定しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合において、選挙人名簿に登録すべき者として決定された者が、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同日、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同日までの間に、死亡し若しくは選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことをこれらの者に係る同項の決定の期限までに知つたときは、直ちに当該決定を取り消さなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在により前条の規定による登録の申出をしていない者で選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有するものがあることを知つたときは、これらの者を同月十日までに選挙人名簿に登録すべき者として決定することができる。

4 第一項又は前項の住所に関する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

第二十五条を削り、第二十四条第四項中「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關しに改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める」を「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」に改め、同条第二項中「二十日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を

「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならぬ。

(登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月三十日及び九月三十日に、第二十二條から第二十四条まで「登録すべき者の決定、縦覧、異議の申出」の規定により選挙人名簿に登録すべきこととなつた者を選挙人名簿に登録しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、確定判決により選挙人名簿に登録すべき者があるときは、直ちにその者を登録し、その旨を告示しなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の選挙人名簿に登録されている者を当該市町村の選挙人名簿に登録したときは、直ちに、その旨を關係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

(抹消及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、第四項の規定に該当する場合を除くは、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区

域内に住所を有しなくなつたことにより前項の表示をされた者がその表示後毎年三月一日又は九月一日までに一箇年を経過するに至つたときは、その者をそれぞれ三月十日又は九月十日に、選挙人名簿に登録されている者がその他の事由により前項の表示をされた者(第十一條第一項及び第二項の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者を除く)であるときはその者を直ちに、選挙人名簿から抹消すべき者として決定しなければならぬ。

3 第二十三条から前条第一項まで「縦覧、異議の申出、訴訟、登録」の規定は、前項の規定により選挙人名簿から抹消すべき者の抹消について準用する。

4 市町村の選挙管理委員会は、その市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならぬ。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならぬ。

一 死亡したことを知つたとき。
二 当該市町村の船員の選挙人名簿に登録したとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録された旨の通知を受けたとき。
三 確定判決により抹消すべきこととなつたとき。

5 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容が誤つていないことを知つたときは、直ちに訂正しなければならぬ。

(登録及び抹消等の延期)

第二十七条の二 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日から同月十日まで又は九月一日から同月十日までの間に、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間(以下この条において「選挙の期間」という。)がかかる場合には、第二十二條第一項若しくは第三項「登録す

べき者の決定」又は前条第二項の規定にかかわらず、これらの規定による登録又は抹消をすべき者の決定は、当該選挙の期日後十五日に当たる日までに行なうものとし、これに伴い、第二十三條(縦覧)第一項(前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。の縦覧期間は、当該選挙の期日後十六日に当たる日から十日間とし、第二十六條(登録)第一項(前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。その延期した期間が他の選挙の期間にかかるときも、同様とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十三條第一項又は前項の縦覧期間中に選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六條第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(通報及び閲覧等)

第二十八条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に關し、その有している資料について相互に通報しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで)の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を縦覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならぬ。

3 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記が

あると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に關し、調査の請求をすることができ。

(船員の選挙人名簿の調製)

第二十九条 船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ。)で第二十一条第一項「登録すべき者の決定」に規定する住所に關する要件を具備しないものについては、毎年九月一日現在に、同日まで引き続き三箇月以上その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同項に規定する住所に關する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、これらの者の選挙資格を調査し、十月十五日までに船員の選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、船員の年齢は、第七項に規定する選挙人名簿確定の期日より算定する。

2 船舶所有者は、前項の規定により船員の選挙人名簿に登録されるべき船員について、政令で定めるところにより、その申出により船員名簿を作製し、毎年九月二十五日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 船員の選挙人名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及びその船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地等を記載しなければならない。

4 前三項に規定する船舶所有者に關しては、船員法第五條(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。

5 第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6 第十九条第三項(名簿の抄本の使用)、第二十条第三項(名簿の編製)、第二十二條から第二十五条まで(縦覧、異議の申出、訴訟)、第二十六

条第三項(三重登録の通知)、第二十七條第一項「表示」及び次条の規定は、第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「三月十一日から同月二十日まで」及び九月十一日から同月二十日までとあるのは「十月二十日から十一月三日まで」と、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面とあるのは、船員の選挙人名簿と、第二十四條第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」とあるのは「船員の選挙人名簿に脱漏又は誤載がある」と認めると、同条第二項中「七日」とあるのは「二十日」と、「選挙人名簿に登録すべき者の決定」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十五條第四項中「一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し」とあるのは「一の船員の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と、第二十七條第一項中「第四項」とあるのは「第二十九條第八項ただし書(修正)」と読み替へるものとす

7 船員の選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

8 船員の選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかねばならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、船員の選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは、直ちに修正するものとし、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決により修正すべきものとなつたときは、直ちに修正するとともに、その旨を告示しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、船員の選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十條第二項中「の期日並びに縦覧確定に關する期日及び期間等」を、縦覧及び確定に關する

期日及び期間その他その調製について必要な事項に改める。

第百十條に次の一項を加える。

5 第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に對する第三十四條その他の選挙「第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行へべき事由」とあるのは、当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了すること」とする。

第百十三條に次の一項を加える。

5 第百十條(再選挙)第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

第百二十二條を削り、第百二十二條の二を第百二十二條とする。

第百七十七條中「記載」を「登録」に改める。

第百三十三條第三項中「第二十一條(船員の基本選挙人名簿の調製)」を「第二十九條第二項(船員名簿の提出)」に改める。

第百六十六條第一項ただし書を削る。

第百六十九條ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二條(登録すべき者の決定)の規定の適用については、同条第一項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内」と、「決定しなければならない」とあるのは「決定しなければならない。ただし、その区内に住所を有しなくなつた者については、この限りでない」と、同条第三項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその区内に住所を有し、かつ、その日においてその区内」とする。

第百七十七條の見出し中「海外引揚者及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第百七十七條の二ただし書中「第二十六條第二

項(補充選挙人名簿の登録の申出)の規定による登録の申出及び同条第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧の請求を「第二十一條登録の申出」の規定による登録の申出及び第二十八條第三項「選挙人名簿の修正に關する調査の請求の規定による選挙人名簿の修正に關する調査の請求」に改める。

第二百七十一條第二項中「昭和三十一年一月一日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする」を「昭和四十一年一月一日現在において設けられている」に改める。

附則第十二項を附則第二十項とし、同項の前に次の八項を加える。

12 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、政令で定める日現在により、その日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者(特別区の区域又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区域内に住所を有する者にあつては、その日まで引き続き三箇月以上特別区の存する区域又は区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその特別区又はその区内に住所を有する者)の選挙資格を調査し、第九條第二項に規定する選挙権を有する者を決定しなければならない。

13 前項の住所に關する期間は、市町村の設置分合又は境界変更のため中断されることがない。

14 市町村の選挙管理委員会は、附則第十二項の政令で定める日現在において、同項の規定により第九條第二項に規定する選挙権を有する者として決定された者(以下この項において「登録資格者」という。)が現に効力を有する基本選挙人名簿若しくは補充選挙人名簿に登録されているとき、又はこれらの名簿に登録されている者が登録資格者でないときは、これらの名簿を修正し、その旨を直ちに表示しなければならない。

15 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めると

ころにより、前項の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を縦覧に供さなければならぬ。

16 前項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟については、第四章の規定による基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟の例による。

17 附則第十五項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿は、第十九条第一項に規定する選挙人名簿として、政令で定める日をもつて確定する。

18 市町村の選挙管理委員会、選挙人名簿を、すみやかに、第二十条に定める様式に改めるように努めるものとし、同条に定める様式に改めるときは、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

19 附則第十二項から第十五項までに規定するものは、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、公職選挙法附則に係る改正規定(同法附則第十七項及び第十八項に係る部分を除く。)及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

第二条 前条の政令で定める日(以下「施行日」という。)現在において、すでにその期日を公示し又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

(選挙権等を有していた者の経過措置)

第三条 施行日の前日に特別区の区域内に住所を有していた者で、その属する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙権又は被選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き当該特別区の区域内に住所を有していた期間が三箇月未満のものは、改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第九

条第二項の規定にかかわらず、当該特別区の区域内に住所を有する間、同項の選挙権又は新法第十條第一項第三号及び第五号の被選挙権を有するものとみなす。改正前の公職選挙法(以下「旧法」という。)第九條第三項又は第二百七十七條第一項の規定により施行日の前日において選挙権を有していた者についても、同様とする。

(補充選挙人名簿に登録された者の経過措置)

第四条 新法附則第十二項の政令で定める日以後新法附則第十七項の政令で定める日の前日まで

に確定した補充選挙人名簿又は附則第二条の選挙において調整され、確定した補充選挙人名簿に登録されている者は、新法附則第十七項の選挙人名簿に登録されていなくても、新法第十九條第一項に規定する選挙人名簿に登録された者とみなす。

(登録の申出に関する経過措置)

第五条 旧法第九條第三項又は第二十六條第二項の規定による申出は、新法第二十一條の規定による登録の申出とみなす。

(最初の年における登録すべき者の決定等の特例)

第六条 施行日の属する年に限り、新法第二十二條第一項から第三項までに規定する登録すべき者の決定に係る処分、新法第二十三條第一項(新法第二十七條第三項において準用する場合を含む。)に規定する縦覧、新法第二十六條第一項(新法第二十七條第三項において準用する場合を含む。)に規定する登録又は抹消及び新法第二十七條第二項又は第二十七條の二第二項に規定する期日又は期間並びに附則第八條、第十條又は第十三條に規定する期日又は期間については、政令で定めるところによるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例により行なわれる選挙

に關してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「三箇月以來」を「引き続き三箇月以上」に改める。

第七十四條第四項中「選挙人名簿確定の日」を「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日(公職選挙法昭和二十五年法律第百号)第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日(現在に「これに記載された」を「選挙人名簿に登録されている」に、「選挙人名簿確定後」を「登録が行なわれた日後」に改める。

第七十四條の二第二項中「記載」を「登録」に改める。

第八十四條ただし書中「(昭和二十五年法律第百号)」を削る。

附則第二十條第二項中「登録」を「登録」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四條の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改

正する。

第八條本文中「の規定により調整した」を「に規定する」に改め、「第二条の」を削り、同条ただし書を削る。

第二十五條第三項、第二十七條第四項及び第三十條第四項中「第八條本文の選挙人名簿に記載」を「第八條本文の選挙人名簿に登録」に改める。

第三十二條中「第八條本文の選挙人名簿確定の日においてこれに記載された」を「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日(公職選挙法第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在において第八條の選挙人名簿に登録されている」に改める。

第四十三條第四項後段を削る。

(検査審査会法の一部改正)

第十一條 検査審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「登録」を「登録」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十二條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「九月十五日」を「九月一日」に改め、同条第五項を削る。

第二十三條第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	十月二十日から十一月三日まで
前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿	脱漏又は誤載があると認める

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号 公職選挙法の一部を改正する法律案

第二十四条第二項	七日 選挙人名簿に登録すべき者の決定	二十日 選挙人名簿
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十六条第三項	他の市町村	当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村
第二十七条第一項	第四項	漁業法第九十四条第一項において準用する第二十九条第八項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	選挙人名簿 確定判決

第九十四条第一項の表の第十條第二項の項中「昭和二十四年法律第二百六十七号」を削る。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「前年の十二月二十日をもつて確定した基本選挙人名簿」を「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在において選挙人名簿に「登録された」を「登録されている」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十二月一日」を「一月一日」に改める。

第十一条中「第十九条第二項(名簿の抄本の使用)、第二十二條から第二十五条まで(選挙人名簿の縦覧、確定等)」を「第十九条第三項(名簿の抄本の使用)、第二十三條から第二十五条まで(縦覧、異議の申出等)、第二十七条第一項(表示)、第二十九条第七項及び第八項(選挙人名簿の確定等)」に改め、「第二百七十条の二の下に」本文を加え、同条の表中

第十九条第二項	前項	農業委員会等に関する法律第十條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

を

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までとの間	二月二十三日から十五日間
第二十四条第一項	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿
第二十四条第二項	登録すべき者の決定に関し不服がある	脱漏又は誤載があると認める
第二十五条第二項	七日	二十日
第二十五条第四項	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿
第二十七条第一項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に関し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿は、十二月五日	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	農業委員会等に関する法律第二十九条第八項ただし書

に改める。

(公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿等の調製に関する特例)

第十五条 この法律の公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿及び農業委員会選挙人名簿については、政令でこれらの選挙人名簿の調製に關し必要な事項を定めることができるものとする。

法律による改正後の船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿又は農業委員会選挙人名簿とみなし、政令で定める日までの間、その効力を有するものとする。

(従前の選挙人名簿の効力)

第十六条 昭和四十年九月十五日現在で調製した船員の基本選挙人名簿若しくは海区漁業調整委員会選挙人名簿又は昭和四十年十二月一日現在で調製した農業委員会選挙人名簿は、この

「川野三暎君登壇、拍手」

○川野三暎君 たいだいま議題になりました「公職選挙法の一部を改正する法律案」につきまして、

公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について報告申し上げます。

この法律案のおもな内容は、最近における急激な人口移動に伴い、選挙人名簿の適正な調製が次第に困難となっており、選挙の公正を確保するため、選挙人名簿制度を抜本的に改正して、カード式の永久名簿とし、最初の職権による名簿調製後は、新有権者及び住所移動者についてのみ、毎年三月及び九月の二回追加登録を行なうこと。登録は申告主義を原則といたしますが、二重登録を防止するため、住所移動者が登録の申し出をしようとするときは、前住所地の選挙の発行する登録の異動に関する証明書を提出しなければならぬこと。特別区においても、選挙人の属する区に引き続いて三月以上住所を有することを、名簿の登録要件とすることにいたしております。

最初の選挙人名簿は、政令で定める日を現在として選挙人の選挙資格を一齐に職権調査し、この結果に基づいて現行の選挙人名簿に必要な修正を加え、正確に調製し直したものを、一定期間経過後、これを政令で定める日に永久選挙人名簿とすることなどであります。

本委員会におきましては、四月十九日、提案理由の説明を聞いた後、永久名簿調製上の基本的な諸問題のほか、最初の一次調査の方法、予算措置、申告登録に関する諸問題、あるいは選挙制度改正に関する基本問題について総理大臣の所見を求める等、慎重審査いたしました。詳細は会議録に譲ります。

かくて、五月三十一日質疑を終局し、討論に入りましたところ、各派共同により、本案の趣旨の周知徹底と運用に万全を期せられたい旨の附帯決議を加えます。

昭和四十一年六月一日 参議院会議録第三十号

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

議案が提出され、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定し、また、附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長岸田幸雄君。

審査報告書

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年五月三十一日

地方行政委員長 岸田 幸雄

参議院議長 重宗 雄三殿

第一条中第九条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第一条中第九条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

公職選挙法の一部を改正する法律案

目次中(「第九十八条」第二百二条)を「(第九十八条」第二百二条の三)に改める。

第一条中第四百一条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四百二十二条第一項中(以下「国の職員」という。)を「(第十二章を除き、以下「国の職員」という。)に改める。

第一条中第七十条の次に一条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十二章第三節第二百二条の次に次の二条を加える。

(退職年金及び遺族年金の特例)

第二百二条の二 団体共済組合員期間が十年以上二十年未満である者が退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(前条において準用する第七十四条に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合を除く。)において、その者の団体共済組合員期間にその退職前の職員(第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)であつた期間又は国の職員(国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)であつた期間を加えたとすればその期間が二十年以上となるときは、前条において準用する第七十八

条第一項又は第九十三条第一項第二号の規定の適用については、その者は団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。

2 前条において準用する第八十一条から第八十三条までの規定は、前項の者には適用しないものとする。

3 前二項の規定は、退職した時において第七

十四条に規定する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は国家公務員共済組合法第七十二条第一項に規定する退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者には、適用しないものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける者の退職年金については、前条において準用する第七十八

条第二項中「給料年額の百分の四十に相当する金額」とあるのは「団体共済組合員期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき給料年額に百分の二をこえない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額」と読み替へるものとする。

5 第一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間の計算は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終わるものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

(政令への委任)

第二百二条の三 この節に規定するもののほか、前条の規定の適用を受ける者に対する給付に關して必要な事項は、政令で定める。

第一条のうち第二百三条の改正規定中「四十二・五」に改めを「四十二・五」に、同項第二号中「前条」を「第二百二条」に改める。

第二条中第三百三十一條第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四百三十三條の二第一項各号列記以外の部分

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

中「団体共済組合員期間をいう。」の下に「以下次条において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(退職年金の受給資格に関する特例)

第四百三十三条の二の二 新法第二百二条の二

一項に規定する職員であつた期間及び同項に規定する国の職員であつた期間には、職員

(第七条第一項第三号に規定する職員をいう。)であつた期間及び国の職員(国の施行法第七條第一項第五号に規定する職員をいう。)であつた期間(以下この条においてこれらの期間を「第七条期間」という。)を含むものとす

る。ただし、第七条期間のうち公共企業体職員等共済組合法附則第五條第一項の規定により同法第十五条に規定する組合員期間に算入された期間については、この限りではない。

2 新法第二百二条の二第一項の規定は、退職の時に次掲げる給付を受ける権利を有する者については、適用しないものとす

一 第二条第一項第十二号に規定する退職料
二 第二条第一項第十六号に規定する共済法の退職年金又は共済法の廃疾年金
三 第二条第一項第四十二号に規定する普通恩給

恩給

四 第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金
3 新法第二百二条の二第五項の規定は、第七條期間の計算について準用する。

第四百三十三条の三第一項中「新法第七十八條の下に「又は新法第二百二条の二」を加え、「前条」を「第四百三十三条の二」に改める。

第四百三十三条の十八中「から第四百三十三条まで」を「第四百三十三条の三、第四百三十三条の

四」に改める。

附則第一条第一号中「及び第九條から第十一條まで」を「第九條、第十條及び第十二條」に改める。

附則第十條中「ただし、」の下に「退職年金及び遺族年金については、」を加える。

附則第十一條を附則第十二條とし、附則第十條の次に次の一条を加える。

(施行日前にした退職についての特例)
第十一條 改正後の法第二百二条の二の規定は、施行日前にした退職については、適用しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の戦地勤務期間を通算することともに、低額年金を改善するほか、地方団体関係団体職員共済組合の組合員期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算する等の措置を講ずるものであり、本委員会においては、地方団体関係団体職員の年金制度に、十年以上二十年未満の在職者に限り、特例措置を講ずる等の修正を加え、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

費用

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方公務員等共済制度の現状にかんがみ、左記事項に検討を加え、これらの実現を図るべきである。

一、短期給付に要する費用の一部について国庫負担を導入することについては、医療保険制度の抜本的対策の際検討すること。

二、市町村共済における掛金の増高しつつある

状況にかんがみ、調整資金制度等につき検討を加えるとともに、組合員の掛金率については、他の社会保険の保険料との均衡を考慮して過重とならないよう配慮すること。

三、年金のスライド制の運用については、その実効ある措置が早急に講ぜられるよう適切な配慮すること。

四、公務員期間と団体職員期間との通算措置については、完全通算につき今後さらに検討すること。

五、地方議会議員の在職期間については、都道府県、市及び町村間の相互通算制を検討すること。

右決議する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
右
国會に提出する。

昭和四十一年三月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項を次のように改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

4 都市職員共済組合の組合員の議員については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「都知事若しくは指定都市の市

長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長(二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長)」と読み替へるものとする。

第十三條第六項第三号中「又は市長が選挙した組合会の議員」を削る。

第三十條第二項中「市長」を「都市職員共済組合にあつては、市長に改め、」を含むを削る。

第三十八條第一項中「第九條第九項から第十一項まで」を「第九條第八項から第十項まで」に、「第九條第十項」を「第九條第九項」に改める。

(年金額の改定)

第七十四條の二 この法律による年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第七十五條の見出し中「控除」を「控除等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第四百四十條第一項中「以下「復歸したとき」を「以下この条において「復歸したとき」に、「以下「転出」を「以下この条において「転出」に、「以下「復歸希望職員」を「以下この条において「復歸希望職員」に改める。

第四百四十一條第一項中「第百三十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法

(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県、以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。)の負担金とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」を「第百三十三條第二項各号列記以外の部分中」及び地方公共団体とあるのは「並びに地方公共団体」と、「負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号、第三号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」に改め、同条に次の二項を加える。

4 地方職員共済組合及び警察共済組合にあつては、第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる第百三十三條第二項第二号に掲げる費用のうち次条第一項に規定する団体の職員に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、国の負担金をもつて充てる。この場合における第百十六條第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

5 第一項、第二項及び前項の規定により国又は地方公共団体が負担すべきこととなる第百三十三條第二項第二号に掲げる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。

(団体職員となつた復職希望職員についての特例)

第百四十四條の二 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員(第百九十五條第一項に規定する団体職員をいう。以下この条において同じ。)となるために退職した場合において、その者が、その団体職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き団

体共済組合員期間(第百九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条において同じ。)を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復職したとき」という。)の第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、その組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復職希望職員」という。)が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復職したときに引き続き団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第百七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第百九十二條の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復職したとき以後においては、第百七十九條第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、復職希望職員が引き続き復職した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(年金額の改定)

第百五十八條の二 共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情

に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第百五十九條の二に次の一項を加える。

2 地方議会議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一條の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

第百七十條の次に次の一項を加える。

(地方公共団体の報告等)

第百七十條の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第百三十三條第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担する」に改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一 給付に要する費用(前項第二号に掲げるものを除く。) 百分の十五

二 団体共済組合の事務に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三 国の職員 国家公務員共済組合法の

長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)第七條第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。)」を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一條の二

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合法の規定による恩給料等を受ける権利を有する場合に限る。

一 法律第百五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合法の規定によりその適用を受けていた者に係る年金条例職員期間に計算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二條」を「第四十一條の二第一項若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を「国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

第七條の二を次のように改める。

第七條の二 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

- 一 法律第五十五号附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員
- 二 法律第五十五号附則第四十三條の二に規定する外国特殊機関職員
- 三 法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する救護員
- 四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法第二百五十二条の十八第三項において準用する同条第一項の規定に基づく恩給組合法の規定によりその適用を受けていた更新組合員に係る年金条例職員期間に通算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に通算するものとする。

3 前二項の規定は、第三條の三第二項又は第三項の規定により恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられ、又は通算された期間については、適用しない。

第十條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(法律第五十五号附則第四十一條の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第三十一條第二項において同じ)に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該合算額」の下に「(同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した額)」を加える。

第十五條中「退職年金を支給するときの下に」(「当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ」)を加える。

第四十四條第二項中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

二を「第七條の二」に改める。

第五十七條第二項中「及び同条を」と同条に改め、「年月数を含む」の下に「及び同条第八項の規定により恩給の基礎に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九條、第四十條又は第四十二條の規定により算定した金額が、第五條第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第六條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の例により算定した金額より少ないときは、第三十九條、第四十條及び第四十二條の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七條の次に次の一条を加える。

(施行日以後に恩給の受給権を有することとなる者の取扱ひ)

第五十七條の二 恩給に関する法令の改正により、前条第一項に規定する更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五條第二項本文の規定を適用する。

第五十八條中「前条を」と同条第一項を「第五十七條第一項」とし、「読み替へる」とを「前条中「施行日」とあるのは「第五十八條に規定する組合員となつた日」と読み替へる」に改める。

第六十三條第六項中「退職年金若しくは」の下に「減額退職年金若しくは」を加える。

第六十四條第一項中「第三十條第二項及び」

を削る。

第二百二十八條第二項中「及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法(国の旧法を含む)の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を、退職料、共済法の退職年金若しくは共済法の廃疾年金又は国の新法(国の旧法を含む)の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「国の施行法第六條第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法の規定による通算退職年金又は国の施行法第六條第一項ただし書」に改める。

第三百十一條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後国の職員等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日

イ 第一条中地方公務員等共済組合法第七十條、第七十五條及び第七十七條の次にそれぞれ一条を加える改正規定並びに同法第七十九條の二の改正規定

ロ 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二條第四項、第三條、第三條の三、第七條第一項、第七條の二、第十條、第十三條第一項及び第五十七條の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。並びに同法第三十一條第二項の改正規定

ハ 附則第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定

二 第一条中地方公務員等共済組合法第九条、第十三条第六項、第三十条第二項及び第三十八条第一項の改正規定 昭和四十一年十二月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七條第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定 昭和四十一年一月一日

(負担金に関する経過措置等)
第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第四百一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定は、昭和四十一年四月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百三十三条第二項から第四項までの規定は、昭和四十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二百三十三条第二項及び第三項の規定により昭和四十一年四月分以後の法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月分までの掛金として施行日までに納付された金額のうち、改正後の法第二百三十三条第二項及び第三項の規定により納付すべき掛金の額をこえる金額については、施行日の属する月分以後の掛金として施行日以後これらの規定により納付すべき金額の一部として納付されたものとみなす。

(団体職員となつた復職希望職員についての特別に関する経過措置等)
第三条 改正後の法第四百四十四条の二の規定は、施行日以後に団体職員(同条第一項に規定する団体職員をいう。次条において同じ。)となるため退職した者について適用する。

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

2 改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第二条第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。)で改正後の法第四百四十四条の二第一項の申出をした者に対する同項の規定の適用については、同項中「長期給付」とあるのは、「長期給付(恩給法(大正十二年法律第四十八号)、退職年金条例(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。))第二条第一項第二号に規定する退職年金条例をいう。)、共済法(施行法第二条第一項第三号に規定する共済法をいう。))又は国の旧法等(施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。))の規定による年金である給付で当該給付の日の前日に施行法の規定によりその支給が停止されているものを含む。」とする。

第四条 施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員、旧長期組合員若しくは国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き団体共済組合員期間(改正後の法第九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。))を、これに引き続き組合員の資格を取得したとき(以下「復職したとき」という。))の改正後の法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、地方公務員共済組合に申し出たときは、その者に係る次に掲げる給付は、その申出をした者(以下「復職希望職員」という。))が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 普通恩給
二 退職料及び退職年金条例の通算退職年金
三 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金

四 国の旧法等(改正前の施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。以下この条において同じ。))の規定による退職年金及び廃疾年金

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金
六 改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

2 復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。))は、改正後の法の長期給付に関する規定(同法第六章の規定を除く。))又は改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。))の規定の適用については、その者は、施行日以後の団体職員であつた期間、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方団体関係団体職員共済組合は、改正後の法第九十二条の規定による積立金のうちその者の施行日以後の団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合に移換しなければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者については、第一項各号に掲げる給付のうち普通恩給(増加恩給に併給される普通恩給を除く。)、退職料(増加退職料に併給される退職料を除く。)、共済法の退職年金又は国の旧法等の規定による退職年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなし、その他の同項各号に掲げる給付(改正後の施行法第五十五条第一項において準用する同法第五十四条第一項の申出をした場合における共済法の廃疾年金及び国の旧法等の規定による廃疾年金を除く。))を受ける権利は、施行日からその者が復職したときまで停止したものとする。

4 第二項の規定の適用を受けた者は、改正後の法第十二章の規定の適用については、施行日の前日に退職したものとみなし、同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復職したとき以後においては、団体共済組合員(同法第七十九条第三項に規定する団体共済組合員をいう。附則第十条において同じ。))でなかつたものとみなす。

5 改正後の法第四百四十四条の二第四項の規定は、復職希望職員が引き続き復職した場合について準用する。
(恩給組合法の適用を受けた者の退職料等に関する経過措置)
第五条 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職年金加算に及ぼされることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。))附則第四十一条の二第三項において準用する同法附則第二十四条の四第二項並びに同法附則第四十一条の二第四項において準用する同法附則第二十四条の四第三項の規定の例により、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定により支給される退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、改正後の法及び改正後の施行法の規定の適用について

は、恩給組合法の規定による退職料又は退職年金条の遺族年金とみなす。この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が組合員(組合員であつた者を含む)又はその遺族であるときは、当該組合員はその組合員となつた日の前日において当該みなされた退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該みなされた退職料又は退職年金条の遺族年金を受ける権利について改正後の施行法第五條第二項本文(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

第六條 恩給組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三條の第三項第二項第四号又は第三項の規定により同条第二項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第三項に規定する期間がその者の年金条職員期間に加えられ、又は通算されることにより退職料又は退職年金条の遺族年金を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要経過措置については、政令で定める。

2 改正後の施行法第七條の二第二項第四号又は第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第二項に規定する期間が更新組合員等の年金条職員期間に加えられ、又は通算されることにより年金である長期給付を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要経過措置については、政令で定める。

(日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置)

第七條 更新組合員等が昭和四十一年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五號附則第四十一條の二又はこれに相当する退職年金条の規定及び改正後の施行法の規定を適用するものとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次條の規定の適用を受けることとなる場合を除き、改正後の施行法の規定により、昭和四十一年十月分

から、その若しくははその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその若しくははその遺族の改正前の法若しくは改正前の施行法の規定による年金の額を、これらの法律及び退職年金条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五號附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金(これに相当する給付を含む)の支給を受け、又は改正前の施行法第二條第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む)の支給を受けた者(改正前の法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれらの一時的金の額(改正前の法第八十三條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下「支給額等」という)の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

(加算年の算入に伴う経過措置)

第八條 前條の規定は、更新組合員等が昭和四十一年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五號附則第二十四條第八項及び第二十四條の八並びに改正後の施行法の規定を適用するものとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用

する。この場合において、前條第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十一年一月分」と読み替へるものとする。

(特例による退職年金の額に関する経過措置)

第九條 改正後の施行法第十三條第一項の規定は、給付事由の生じた日(同項の規定の適用を受けるべき更新組合員等に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員等が退職し、又は死亡した日)が昭和四十一年十月一日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が同日以前である場合については、なお従前の例による。

(長期実在職者の退職年金等の額の特例)

第十條 昭和四十一年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

2 前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号二「中」又は第四十二條を「若しくは第四十二條」に改め、「場合を含む」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一條の二第三項を次のように改める。

3 地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員(地方の職員等を除く。以下この項において同じ。)であつた長期組合員に対する第七條第一項第五号又は第九條第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七條第一項第三号に規定する職員であつた期間(第七條第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間)は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

〔岸田幸雄君登壇、拍手〕

○岸田幸雄君 ただいま議題となりました「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、恩給法等の改正に伴い、地方公務員共済組合の組合員期間に、日本赤十字社救護員の戦地勤務期間の通算措置、長期在職者の低額年金の改善とともに、地方団体関係団体職員期間と地方公務員期間とを、公庫・公団方式に準じて、通算しようとするものであります。

委員会におきましては、熱心に質疑を重ねましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいたと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、沢田委員から自由民主党を代表し、原案に賛成し、なお、地方団体関係団体職員の年金制度に退職年金の特例を設け、並びに廃疾年金の最低保障額を六万円にする旨の修正案が提出されました。日本社会党

及び公明党は、それぞれ修正案及び政府原案について賛成の意見を述べられました。

かくて、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同による附帯決議案が提出されましたが、そのおもな内容は、短期給付に要する費用の一部国庫負担の導入、市町村共済における調整資金制度の検討、年金のスライド制の実効ある措置等であります。

採決の結果、本附帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員理事柳田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十一日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(以下「特定機械工業」といふ。以下「第二号を第三号とし、同項第一号中「(電子機器を除く。以下次号において同じ。」「及び「部品の半製品を含む。以下同じ。」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 機械器具(電子機器を除く。以下この項において同じ。又はその部品(部品の半製品を含む。以下同じ。のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるものを製造する事業

第二条第二項中「第一号及び第二号」を「前項第一号の事業にあつては第一号の事項及び必要に応じ第七号の事項、同項第二号及び第三号の事業(以下「特定機械工業」といふ。以下「第二号及び第三号」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 生産技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度

第二条第三項を次のように改める。

3 前項第一号の事項は、第一項第一号の事業ごとに内外の技術水準及び経済事情を勘案し、前項第二号及び第三号の事項は、特定機械工業ごとに内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

第四条中「特定機械工業における」を「機械工業(電子工業を除く。以下同じ。における技術の著しい進歩又は」に改める。

第十四条中「(電子工業を除く。以下同じ。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号若し

くは第三号に規定する事業」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第二項第一号及び第六十六条の六第一項第一号中「第二号第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号又は第三号に規定する事業」に改める。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました「機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案」について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

機械法と略称されておりますところの機械工業振興臨時措置法は、昭和三十一年六月に五年間の期限をもって制定され、その後、昭和三十六年に、内容を拡充強化して、期限をさらに五年間延長し、現在に至つておるものであります。

本法は、制定以来十年間、機械工業の設備の近代化と生産体制の整備を通じて、その体質改善に相当の効果をあげてきておりますが、機械工業におきましては、専門生産体制や企業規模の拡大、輸出の促進など、大きな問題が、なお多く残されているのであります。

右の事情にかんがみまして、本改正法案は、本年六月三十日まで廃止することとなつてゐる現行法を、さらに昭和四十六年三月三十一日まで延長するとともに、あわせて、技術開発を促進する必要がある分野については、技術開発に関する振興基本計画と実施計画を策定することができるようにし、もつて、機械工業の、より一そりの振興

昭和四十一年六月一日 参議院會議録第三十号

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

八八六

をはかりとするものであります。

委員会におきましては、特に、工作機械業界のグループ化による体制整備の問題について、四人の参考人から意見を聴取するとともに、機械法の過去十年間における運用実績と今後改善すべき点、輸出促進への努力の具体策、試験研究費の増加、試験研究体制の改善など、技術開発に関する問題をはじめとして、多方面にわたり、熱心なる質疑応答が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員
長千葉千代世君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。

第五十二条第一項中「二分の一」を「十分の三」に改め、同項ただし書を削る。

第七十条中「費用について、次の各号に掲げる額を」費用の百分の四十」に改め、同条各号を削る。

第七十二条第二項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(第百条)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他

この法律の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第七十九条」に改め、同条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」を「地方自治法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、^{公布の日}昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和四十三年一月一日前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主(世帯主が被保険者でない世帯主については、当該世帯に属する被保険者でこの法律による改正前の第四十二条第一項ただし書の規定に基づき厚生省令で定めるものとする。以下同じ)に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日以前に行なわれた療養の給付及び同日以前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ごとに、それぞれ当該各号に定める日(以下「基準日」という。)以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日以前に行なわれた療養の給付及び基準日以前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお従前の例による。

一 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該割合を十分の三以下としている市町村で当該

一部負担金の割合を十分の三以下としたことにより昭和四十一年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの昭和四十一年四月一日

二 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの 昭和四十一年一月一日

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

5 厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがほぼ同数となるように計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

6 前項の計画を定めるに当たっては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるように配慮するものとする。

7 第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとするが、できな

い。

8 この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

189 地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、^{この法律の公布の日}昭和四十一年四月一日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの(同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。)につい

でも、適用する。

〔千葉千代世君登壇、拍手〕

○千葉千代世君 本法律案は、四月二十日の本会議で趣旨説明がなされましたように、国民健康保険院について、給付内容の改善と国の援助の強化をはかりたいと願うものであります。

家族の療養給付を、現行の「五割給付」から世帯主同様「七割給付」に引き上げることとし、四十三年一月一日からは、すべての市町村において、すべての被保険者に七割給付を実施すべきこと、及び、七割給付を実施した市町村に対する国庫の負担は定率四割とすることを、おもな内容としたしております。

社会労働委員会における審議は、第一に、被保険者の中に所得の低い階層が多いことに関連し、負担軽減の措置、それに対応する国からの補助の強化等が論ぜられ、次いで、市町村間の財政調整に関連する問題として、運営主体の基本的なあり方、保険料と事務費に関する標準の設定、調整交付金の増率、僻地の医療整備に対する助成等が取り上げられ、さらに、給付内容について、他の被用者健保と均衡を失うことのないよう、一その改善をはかるべきこと等の論議がなされました。

採決の結果、全会一致をもって、付託原案どおり可決すべきものと決しました。

採決後、藤田藤太郎委員から、各派共同の附帯決議案が提出されました。さきに述べました委員会における論議事項の諸点について、政府に一段の努力を要請することを内容としたものであります。これまた、全会一致をもって、委員会の決議

とすることに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員

鬼木 勝利君	原田 立君
瓜生 清君	林 塩君
山高しげり君	片山 武夫君
市川 房枝君	高山 恒雄君
森田 タマ君	植木 光教君
北條 雋八君	向井 長年君
中上川アキ君	沢田 一精君
二木 謙吾君	野知 浩之君
多田 省吾君	宮崎 正義君
小平 芳平君	中村 正雄君
前田佳都男君	渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君	曾根 益君
重政 庸徳君	梶原 茂嘉君
辻 武寿君	柏原 ヤス君
木暮武太夫君	寺尾 豊君
山内 一郎君	山本茂一郎君

園田 清充君	中津井 真君	松野 孝一君	津島 文治君
林田悠紀夫君	宮崎 正雄君	斎藤 昇君	塩見 俊二君
船田 謙君	藤田 正明君	植竹 春彦君	新谷寅三郎君
平泉 渉君	八田 一朗君	迫水 久常君	松平 勇雄君
土屋 義彦君	木村 陸男君	山下 春江君	青木 一男君
高橋文五郎君	内田 芳郎君	郡 祐一君	小沢久太郎君
大森 久司君	丸茂 重貞君	小山邦太郎君	高橋 衛君
熊谷太三郎君	小林 篤一君	吉武 恵市君	廣瀬 久忠君
山崎 斉君	川野 三暁君	鈴木 市蔵君	達田 龍彦君
日高 広為君	亀井 光君	戸田 菊雄君	竹田 現照君
石井 桂君	豊田 雅孝君	小林 章君	木村美智男君
稻浦 鹿蔵君	大竹平八郎君	村田 秀三君	田村 賢作君
鈴木 万平君	鹿島 俊雄君	高橋雄之助君	矢山 有作君
鍋島 直紹君	横山 フク君	野々山一三君	谷口 慶吉君
大谷 實雄君	青柳 秀夫君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君	杉山善太郎君	林 虎雄君
近藤 鶴代君	古池 信三君	大森 創造君	鶴岡 哲夫君
石原幹市郎君	井野 碩哉君	青田源太郎君	赤岡 文三君
杉原 荒太君	笹森 順造君	井川 伊平君	江藤 智君
後藤 義隆君	竹中 恒夫君	北村 暢君	鈴木 強君
山本 利壽君	堀本 宜実君	藤田藤太郎君	森 八三一君
内藤善三郎君	玉置 和郎君	三木與吉郎君	西郷吉之助君
西村 尚治君	任田 新治君	木内 四郎君	秋山 長造君
柳田桃太郎君	中村喜四郎君	永岡 光治君	柳岡 秋夫君
岡本 悟君	長谷川 仁君	紅露 みつ君	上原 正吉君
楠 正俊君	奥村 悦造君	増原 恵吉君	小柳 牧衛君
近藤英一郎君	黒木 利克君	田中 一君	佐多 忠隆君
久保 勘一君	栗原 祐幸君	山本伊三郎君	藤田 進君
徳永 正利君	岸田 幸雄君	大和 与一君	岩間 正男君
米田 正文君	山本 杉君	須藤 五郎君	森 勝治君
西田 信一君	大谷藤之助君	鈴木 力君	中村 波男君
	仲原 善一君	川村 清一君	大橋 和孝君

國務大臣

田中寿美子君	小林 武君
松本 賢一君	佐野 芳雄君
千葉千代世君	武内 五郎君
森中 守義君	柴谷 要君
松永 忠二君	小柳 勇君
森 元治郎君	鈴木 壽君
光村 甚助君	大河原一次君
伊藤 顕道君	中村 英男君
亀田 得治君	加瀬 完君
大倉 精一君	近藤 信一君
成瀬 幡治君	小酒井義男君
木村禧八郎君	椿 繁夫君
横川 正市君	久保 等君
藤原 道子君	加藤シヅエ君
松澤 兼人君	羽生 三七君
野溝 勝君	

外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
厚生大臣	鈴木 善幸君
通商産業大臣	三木 武夫君
自治大臣	永山 忠則君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし皇族議員は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大)